消費税免税制度利用について

在ギリシャ日本大使館

日本国籍を有する方で、海外に引き続き 2 年以上住んでいることが「在留証明」、「戸籍の附票の写し」「国外転出者向けマイナンバーカード」のいずれかで確認できる場合は、免税購入することができます。
※国外に 2 年以上引き続き居住しているかどうかの判定は、「国外転出予定日（国外定住日）から最終入国日（旅券に記載された上陸年月日（帰国年月日））までの期間」で行われます。
（国外転出予定日（国外定住日）とは、マイナンバーカードの「国外転出予定日」、在留証明の「住所を定めた日」、戸籍の附票の写しの「海外に住所を定めた日」「出国予定日」を指します。）

〇消費税免税制度詳細（観光庁） https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00021.html

〇よくある質問（観光庁） https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/faq.html
〇問い合わせ先（観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当）：hqt-taxfree@mlit.go.jp

＜戸籍の附票の写し（日本での取得）＞
※入国（帰国）日の 6 か月以内作成の原本が必要です。
戸籍の附票の写しは日本入国（帰国）後に取得したものでも問題ないとされています。
取得方法については、本籍地の市区町村にご確認ください。

＜国外転出者向けマイナンバーカード＞
新規申請をご希望の場合はこちら（https://www.kokugai.kojinbango-card.go.jp/kokugai-mnshinsei-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=19）からオンラインで申請してください。（2015 年 10 月 5 日以降に国外転出していて、マイナンバーが付番されている方が対象）

＜免税購入目的のための在留証明（大使館での申請）＞
※入国（帰国）日の 6 か月以内作成の原本が必要です。
・在留証明申請日からさかのぼって 2 年の間に、一度でも日本で住民登録または国外転出を行った場合、免税購入を目的とした在留証明は発行できません。
・申請人本人が以下の必要書類を揃えて来館する必要があります。
・同居家族の方であっても個別に申請いただく必要があります。
・オンライン在留届提出者はオンライン申請・交付も可能です。

必要書類
(1) 日本旅券
(2) 現住所が確認できる書類（例：賃貸契約書、公共料金の請求書や領収書、銀行のステー トメント等） ※申請人の氏名と住所が記載されているもの。
(3) 滞在期間（2 年以上前からギリシャ国内に住所を定めた年月日）が確認できる書類（例： 賃貸契約書、公共料金の請求書や領収書等）
※「在留証明」に住所を定めた年月日の記載が必要です。
(4) 手数料（交付時支払い）

以上